

## 国立大学法人大分大学研究員取扱規程

平成16年4月1日制定  
平成16年規程第108号

### (目的)

第1条 国立大学法人大分大学（以下「法人」という。）が設置する大分大学（以下「本学」という。）における研究員の種類、手続、受入期間、研究料等の取扱いについて、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規程において「研究員」及び「派遣機関の長」とは、別表に掲げる者をいう。

### (申請)

第3条 派遣機関の長は、当該実施要項の定めるところにより、研究員の受入れについて学長に申請するものとする。

2 私学等研修員及び受託研究員に係る前項の申請は、様式第1号の調書を添えて行うものとする。

### (受入れの承諾等)

第4条 学長は、前条第1項の申請があった場合は、本学の教育及び研究に支障のない場合、教授会、研究科委員会、グローバル感染症研究センター運営委員会、教育マネジメント機構運営会議、研究マネジメント機構運営会議、学術情報拠点運営会議又は学内共同教育研究施設等管理委員会の議を経て、その受入れを承諾し、又は許可するものとする。

### (受入れの承諾等の通知)

第5条 学長は、前条により研究員の受入れを承諾し、又は許可した場合は、派遣機関の長に通知するものとする。

2 学長は、私学等研修員、受託研修員、外国人受託研修員及び外国人研修員の受入れを許可した場合は、国立大学法人大分大学部局を定める規程（平成16年規程第14号）第2条第2項第1号に定める部局（以下「部局」という。）を掌理する者（以下「部局長」という。）に通知するものとする。

### (指導教員)

第6条 部局長は、第4条の規定により研究員の受入れが承諾又は許可された場合は、指導教員を定めるものとする。

### (研究期間)

第7条 研究員の研究期間は、別表の定めるところによる。

### (研究料等)

第8条 研究員の研究料等は、別表の定めるところによる。

### (施設等の利用)

第9条 研究員は、受入部局又は学術情報拠点長の許可を得て、その施設及び設備を利用することができる。

### (研究期間等の変更)

第10条 研究員は、研究を中断し、又は研究期間その他の事項を変更しようとする場合は、様式第2号により部局長を経て学長に申請しなければならない。

2 学長は、前項の申請があった場合は、研究員の受入れに準じ、措置するものとする。

(報告及び証明)

第11条 研究員は、研究期間が終了した場合は、直ちに、様式第3号により、部局長を経て学長に報告するものとする。

2 学長は、研究員が研究事項について証明を願い出た場合は、様式第4号により証明するものとする。

(規定の遵守)

第12条 研究員は、法人の内部規則を遵守しなければならない。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、研究員の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年規程第13号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規程第45号)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年規程第71号)

この規程は、平成21年9月16日から施行し、この規程による改正後の国立大学法人大分大学研究員取扱規程は、同年9月1日から適用する。

附 則 (平成26年規程第20号)

この規程は、平成26年4月17日から施行する。

附 則 (令和元年規程第14号)

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第4号)

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第28号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

別表（第2条，第7条，第8条関係）

研 究 員	派遣機関の長	研究期間等	研究料等
<p>【外国人受託研修員】</p> <p>法人における国際交流を促進するとともに，開発途上国の自立的発展及び文化的，知的水準の向上に資するため，独立行政法人国際協力機構が，開発途上国から招致する研修員をいう。</p>	<p>独立行政法人 国際協力機構 理事長</p>	<p>1年以内とし，受入れを許可する日の属する会計年度を越えることができない。ただし，特別の理由があると認められた場合は，この限りではない。</p>	<p>月額 236,762円</p>
<p>【内地研究員】</p> <p>内地研究員は，国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校の教員に対し，勤務場所を離れてその専攻する学問分野の研究に専念させ，教授研究能力を向上させることを目的として，国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構の，教授，准教授，講師（常勤勤務の者に限る。），助教及び助手とする。ただし，教授については，教育研究上特に必要がある場合に限るものとする。</p>	<p>国立大学法人， 独立行政法人 国立高等専門学校機構長</p>	<p>6か月以上10か月以内とする。ただし，特別の事情がある場合にはこの期間を延長し，又は短縮することができる。</p>	<p>教授 月額 29,333円 准教授 月額 15,714円 講師 月額 11,524円 助教 月額 7,333円 助手 月額 7,333円</p>
<p>【私学研修員，専修学校研修員及び公立大学研修員】</p> <p>私立学校，専修学校，公立高等専門学校及び公立大学の教職員を，法人で受入れる研究員をいう。</p>	<p>私学研修福祉 社会，専修学校教育 振興会又は 公立大学の長</p>	<p>1年とし，その期間が4月1日から翌年3月31日までとする。ただし，特別な理由がある場合には，その期間内において，研究期間を6か月又は3か月に短縮することができる。</p>	<p>実験（臨床を含む）3か月 113,392円</p> <hr/> <p>非実験系 3か月 56,696円</p>
<p>【受託研究員】</p> <p>我が国の産業の進展に資するため，民間会社等の現職技術者及び研究者に対し，本学において大学</p>	<p>民間会社の長</p>	<p>研究期間は1年以内とする。ただし，受入れを許可</p>	<p>長期 6か月を超えて1年以内 566,973円</p>

研 究 員	派遣機関の長	研究期間等	研究料等
<p>院で行う程度の研究の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的として、民間会社等から受入れる研究員をいう。</p>		<p>された日の属する会計年度を越えることはできない。研究の継続の必要があるときは、翌年度において、更に受入れを許可することができる。</p>	<p>短期 6か月以内 283,486円</p>
<p><b>【国連大学派遣研究員】</b> 「国際連合大学憲章」（昭和48年12月6日国際連合総会決議3081）の趣旨に沿い、国際連合大学が、法人で行われる研究に国際連合大学派遣研究員を参加させることにより、国連大学の研究・研修事業を一層効果的なものにするるとともに、法人における学術の発展を図ることを目的として、派遣する研究者をいう。</p>	<p>文部科学省・学術国際局長</p>	<p>原則として2年以内とする。</p>	<p>無料</p>
<p><b>【中国政府派遣研究員】</b> 文化交流の促進のために日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の趣旨に沿い、中華人民共和国政府が、法人で行われる研究に中国政府派遣研究員を参加させることにより、当該研究員の研究能力の向上と法人における学術の発展を図ることを目的として、派遣する研究者をいう。</p>	<p>文部科学省科学技術・学術政策局長</p>	<p>原則として2年以内とする。</p>	<p>無料</p>
<p><b>【中国医学研修生】</b> 日中両国人民の医学分野における協力関係を促進し、法人において研修の機会を与え、その能力の一層の向上を図ることを目的として、中国の保健医療に従事する人材の育成に資するため、財団法人日中医学協会が中国から招致する研修生をいう。</p>	<p>財団法人日中医学協会の長</p>	<p>1年とする。ただし、受入れを許可された日の属する年度を越える場合、翌年度においてさらに受入れられることができる。</p>	<p>12か月 566,973円 （4月受入れ）  6か月 283,486円 （10月受入れ）</p>

研 究 員	派遣機関の長	研究期間等	研究料等
<p><b>【外国人研修員】</b>  法人における国際交流を促進するとともに、文化・スポーツ・産業等の分野で優れた知識等を有し、地域住民と双方向の技術・文化交流を行い、地域の文化・スポーツ・産業等の発展と活性化に資するため、大分県が、招致する研修員をいう。</p>	<p>大分県知事</p>	<p>1年以内とし、受入れを許可する日の属する会計年度を越えることができない。ただし、特別の理由があると認められた場合は、この限りではない。</p>	<p>月額 49,238 円</p>

備考 上記研究料等には、消費税等を含む。

様式第1号（第3条関係）

研 究 員 調 書

		研究員の種類			
ふりがな 氏名		男 女	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (満 歳)	
勤務先 職名					
最終学歴	( 年 月 日卒)				
現住所					
研究期間 中の居所					
受入希望学部等	職名		氏名		
研究題目					
実験・非実験の別	実 験 ・ 非実験				
研究期間	年 月 日 から 年 月 日				
研究希望理由					
研究計画の概要					
備考					

様式第2号（第10条関係）

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

研究員氏名

印

研究員の研究期間等の変更について（申請）

このことについて、下記のとおり変更したいので、申請します。

記

1. 研究員の種類
2. 変更事項
3. 変更理由

様式第3号（第11条関係）

研究終了報告書

年 月 日

国立大学法人大分大学長 殿

研究員氏名

印

下記の研究が終了しましたので、報告します。

記

1. 研究員の種類

2. 研究期間 年 月 日 から 年 月 日

3. 研究題目



研 究 証 明 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は、本学において下記のとおり研究したことを証明する。

年 月 日

国立大学法人  
大分大学長

印

記

1. 研究員の種類

2. 研究題目

3. 指導教員

4. 研究期間 年 月 日 から 年 月 日